

## 国保料の月割賦課について

### 国保の加入届をした場合

- 1 国保料は原則、加入届の翌月（但し6月以降）に通知します。（例外：年度替わりの時期や月初め）
- 2 国保料は月割りで計算をして、通知月から分割してお支払いいただくことになります。

例 8月16日で職場の健康保険がなくなり、加入届を11月10日にした場合

	11/10						国保料の通知			
期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納期	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

国保料は8月分から翌年3月分までを7期から10期の4回に分けてお支払いしていただくことになります。  
 （すでに加入者がいる世帯への追加の場合、7期分(12月)から納付額が変わります。）

### 国保をやめる届（喪失届）をした場合

- 1 国保料の変更は原則喪失届の翌月に通知します。（例外：月の初めの喪失届）
- 2 減額となる金額を10期から減額します。  
**限度額に到達している世帯などの場合、減額にならないことがあります。**

例 職場の健康保険に11月1日に加入し、世帯全員の喪失届を11月12日にした場合

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期		
納期	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
国保料内訳	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
変更後国保料	4月分から10月分の保険料がかかります						この部分が減額されます					

国保料は4月分から10月分まで(7か月分)となります。  
 1期あたり約1.2か月分に相当するため(12か月分を10期に分けているため)5期までで約6か月分の保険料が納付済となります。  
 残り1か月分の保険料が不足するため、6期についてはお支払いいただき、払いすぎとなった場合はお返しいたします。

国保料は通常、後払いになっているため、職場の健康保険に加入した後にもお支払いしていただくことになります。  
 世帯の一部が国保をやめた場合や、1年間の国保料が10期分まで均等にかかっていない場合などは、例のようにならない場合があります。